

**熊本市自治基本条例検討委員会
報告書(案)**

平成21年3月

熊本市自治基本条例検討委員会

目 次

報告にあたって	P3
条例に規定すべき項目、内容		
総則	P4
役割		
市政運営		
情報共有・参画・協働		
住民投票		
国、他の地方公共団体等との連携		
条例見直し等		
資料		
1 熊本市自治基本条例検討委員会設置要綱	P6
2 熊本市自治基本条例検討委員会委員名簿	P7
3 検討経過	P8

報告にあたって

熊本市自治基本条例検討委員会

総 則

【条例に規定すべき項目・内容】

【主な意見と結論】

役割
市政運営
情報共有・参画・協働
住民投票
国、他の地方公共団体等との連携
条例見直し等

以下省略

資料

1 熊本市自治基本条例検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における自治の基本理念や市政運営の原則等を定める熊本市自治基本条例(以下「条例」という。)について検討するため、熊本市自治基本条例検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、条例に規定すべき項目、内容等について検討を行う。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者とし、それぞれ当該各号に定める人数以内において市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 4人
- (2) 市議会議員 5人
- (3) 公募委員 4人
- (4) 市職員 3人

(任期)

第4条 委員の任期は、検討委員会が設置された日から条例が議会に提出される日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 検討委員会に会長及び副会長をそれぞれ一人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 検討委員会は、会議において必要があると認めた場合は、委員以外の者から意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 会議は公開する。ただし、会長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開で会議を開くことができる。

(庶務)

第9条 検討委員会の庶務は、市民生活局市民生活部市民協働推進課において行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が検討委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成19年5月24日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年8月31日から施行する。

2 熊本市自治基本条例検討委員会委員名簿

役職	氏名	所属団体名称等	備考
会長	山口 道昭	立正大学法学部教授	
副会長	荒木昭次郎	熊本県立大学総合管理学部教授	
委員	落水 清弘	熊本市議会議員	
委員	木下 敏之	前佐賀市長、東京財団研究員	
委員	齊藤 聡	熊本市議会議員	
委員	下川 寛	熊本市議会議員	
委員	鈴木 弘	熊本市議会議員	
委員	前 健一	熊本市企画財政局長	(H20.4.1 ~)
委員	田中 久夫	公募委員	
委員	寺本 敬司	熊本市総務局長	
委員	西島 喜義	熊本市企画財政局長	(~ H20.3.31)
委員	西村 文雅	公募委員	
委員	林 勝美	熊本大学法科大学院教授	
委員	原 幸代子	熊本市市民生活局長	
委員	松崎 景子	公募委員	
委員	村上 博	熊本市議会議員	
委員	山形 継司	公募委員	

正副会長以外五十音順

3 検討経過

開催日	検討内容
<p>第1回検討委員会 ・19年9月28日(金)</p>	<p>「地方自治の推進に関する調査特別委員会」での調査・審議報告を踏まえ、「熊本市自治基本条例検討委員会」が設置され、正副委員長が選出されました。</p>
<p>第2回検討委員会 ・19年11月1日(木)</p>	<p>学識経験者の見解説明が行われました。</p> <p>(1)山口会長 「各自治体の自治基本条例について」</p> <p>(2)木下委員 「行政運営と自治基本条例について」</p> <p>(3)林委員 「熊本市自治基本条例について」</p> <p>(4)荒木副会長「自治基本条例制定の社会的背景」</p>
<p>第3回検討委員会 ・20年1月9日(水)</p>	<p>今後の進め方について検討が行われました。</p>
<p>第4回検討委員会 ・20年2月7日(木)</p>	<p>項目・内容の協議方法の検討と項目の協議が行われました。</p> <p>・「盛り込む項目」と「盛り込むか協議する項目」について整理</p> <p>・「カテゴリー」について整理</p>
<p>第5回検討委員会 ・20年4月11日(金)</p>	<p>項目の内容について協議が行われました。</p> <p>・「市民の権利及び役割」について協議</p>
<p>第6回検討委員会 ・20年5月30日(金)</p>	<p>項目について協議が行われました。</p> <p>・論点整理一覧により、「市民の権利及び責務」「市議会の役割と責務」「市の執行機関等の役割と責務」「参画及び協働の原則の一部」について協議</p>
<p>第7回検討委員会 ・20年7月18日(金)</p>	<p>項目について協議が行われました。</p> <p>・論点整理一覧により、「参画及び協働の原則」「青少年・子どもの参画」「市民参画制度、施策への反映」「市民活動団体との協働」「コミュニティにおける市民」について協議</p>

開催日	検討内容
<p>第8回検討委員会 ・20年8月19日(火)</p>	<p>項目について協議が行われました。</p> <p>・論点整理一覧により、「コミュニティ(地域のまちづくり)」「対話の原則」「まちづくり条例の整備」「総合計画」「財政運営の仕組み」「財政状況の作成、公表、市民への説明、評価」について協議</p>
<p>第9回検討委員会 ・20年9月24日(水)</p>	<p>項目について協議が行われました。</p> <p>・論点整理一覧により、「財産管理」「行政評価」「組織体制」「審議会等」「総合的な行政サービス」「人事制度の確立」「環境保全」「情報共有」「個人情報保護」「説明責任」について協議</p>
<p>第10回検討委員会 ・20年9月29日(月)</p>	<p>項目について協議が行われました。</p> <p>・論点整理一覧により、「意見及び要望の取扱い」「行政手続き」「自治推進委員会の設置」「住民投票」「国及び他の地方公共団体との連携」「条例の位置付け・最高規範性」「条例の見直し」「法令遵守・公益情報通報制度」「附則」「前文」「目的」「定義」「自治の基本理念」について協議</p>
<p>第11回検討委員会 ・20年10月31日(金)</p>	<p>各委員から提案された新たな項目の協議が行われました。</p> <p>・資料1「一巡目協議結果一覧新たな項目入り」により、「ソーシャルキャピタルの仕組みづくり」「安心・安全に暮らせるための危機管理」「自治体法務」「苦情処理・公的オンブズマンの設置」について</p> <p>自治基本条例の構成について協議が行われました。</p> <p>今後のスケジュールについて協議が行われました。</p>

開催日	検討内容
<p>第 12 回検討委員会 ・20 年 11 月 25 日(火)</p>	<p>正副会長試案について協議が行われました。</p> <p>・資料1「正副会長試案作成のコンセプト」、資料4「二巡目協議用 正副会長試案」より「 総則」の「1前文」「2目的」について協議</p>
<p>第 13 回検討委員会 ・20 年 12 月 24 日(水)</p>	<p>正副会長試案について協議が行われました。</p> <p>・資料1「今後のスケジュール(予定)H20.12.24 現在」により、スケジュールの確認</p> <p>・資料4「二巡目協議用 正副会長試案」より「 総則」の「2目的」「3自治の基本理念」「5定義」について協議</p>
<p>第 14 回検討委員会 ・21 年 1 月 23 日(金)</p>	<p>正副会長試案について協議が行われました。</p>
<p>第 15 回検討委員会 ・21 年 2 月 17 日(火)</p>	<p>正副会長試案について協議が行われました。</p>
<p>第 16 回検討委員会 ・21 年 2 月 24 日(火)</p>	